

令和8年度銚田市同窓会開催支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若い世代のふるさと意識、郷土愛の醸成及びUターン促進、定住促進を図るため、市内で開催される同窓会に要する経費の一部について、予算の範囲内において銚田市同窓会開催支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、銚田市補助金等交付規則(平成17年銚田市規則第37号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小中学校 市内の小学校及び中学校をいう。
- (2) 同窓会 同一の小中学校の同学年の卒業生で、学級、学年の単位で開催される親睦会をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、同窓会の主催者とする。

(補助の要件)

第4条 補助金の交付対象とする同窓会は、次の各号に掲げる補助要件(以下「補助要件」という。)の全てに該当するものとする。

- (1) 原則、銚田市内で開催されるものであること。
- (2) 出席者(来賓を除く。以下同じ。)が同窓会を開催する日の属する年度の3月31日において、19歳以上の者であること。ただし、4月1日生まれの者に限っては、18歳以上の者であること。
- (3) 出席者が同窓会を開催する日の属する年度の3月31日において、40歳以下の者であること。
- (4) 出席者の総数が10人以上であること。
- (5) 同窓会の出席者に対して、銚田市が提供するパンフレット等の配布及び周知を行うこと。また、銚田市が実施するアンケート及びふるさと意識醸成事業に協力すること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、出席者の総数に2,000円を乗じて得た額又は補助対象経費の合計額の2分の1のいずれか低い額とし、次の号に掲げる額を上限とする。

- (1) 20万円 参加者が30歳以下の場合
- (2) 10万円 前号に該当しないとき

2 同一の単位で行う同窓会への補助金の交付は、同一年度内に1回とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 飲食に係る経費

- (2) 会場の使用に係る経費
- (3) 案内文書の作成及び送付に係る経費
- (4) 集合写真の印刷及び送付に係る経費
- (5) その他市長が認める経費

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、銚田市同窓会開催支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、同窓会の開催予定日の10日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の本人確認書類の写し
- (2) 同窓会出席予定者名簿(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、銚田市同窓会開催支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(変更交付申請等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付の決定を受けた内容を変更しようとするときは、銚田市同窓会開催支援補助金に係る変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査の上、変更の適否を決定し、銚田市同窓会開催支援補助金に係る変更承認(不承認)通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助要件を満たさない場合の措置)

第10条 交付決定者は、交付決定を受けた同窓会が第4条に規定する補助要件を満たさなくなったときは、直ちに、銚田市同窓会開催支援補助金交付決定取下げ申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、同窓会を開催した日から起算して30日を経過する日若しくは同窓会を開催した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、銚田市同窓会開催支援補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 同窓会出席者名簿(様式第9号)
- (2) 収支決算書(様式第10号)
- (3) 領収書の写し
- (4) 同窓会当日の集合写真

(補助金の額の確定)

第 12 条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、銚田市同窓会開催支援補助金確定通知書(様式第 11 号)により通知するものとする。ただし、補助金の交付確定額が交付決定額と同額であるときは、この限りではない。

(補助金の請求及び交付)

第 13 条 市長は、前条の規定による交付額の確定後において、補助金を交付するものとする。

2 交付決定者は、補助金の請求をしようとするときは、銚田市同窓会開催支援補助金請求書(様式第 12 号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 14 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該交付決定者に対し、交付決定の全部又は一部を取消し、期限を定めてすでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、市長は、当該交付決定者に対し、銚田市同窓会開催支援補助金交付決定取消・返還通知書(様式第 13 号)によりその旨を通知するものとする。

(1) 虚偽の申請又はその他不当行為により補助金の交付を受ける若しくは、受けようとしたとき。

(2) 関係法令並びに銚田市補助金等交付規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

(3) 同窓会を実施しない、又は第 4 条に規定する補助要件を満たさないとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 2 4 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。